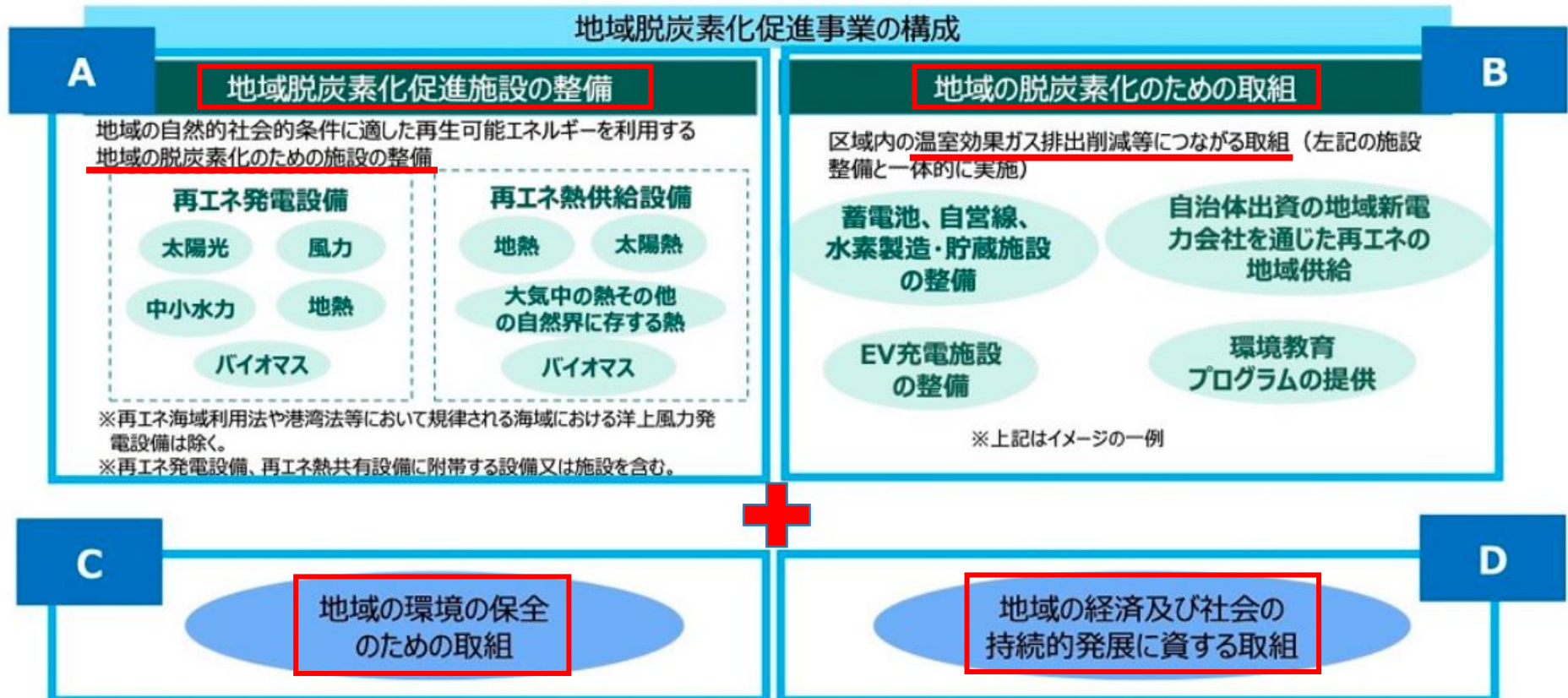


## 地域脱炭素化促進事業制度の概要と促進区域設定に係る県基準の策定について

### 1 地域脱炭素化促進事業制度の趣旨・目的

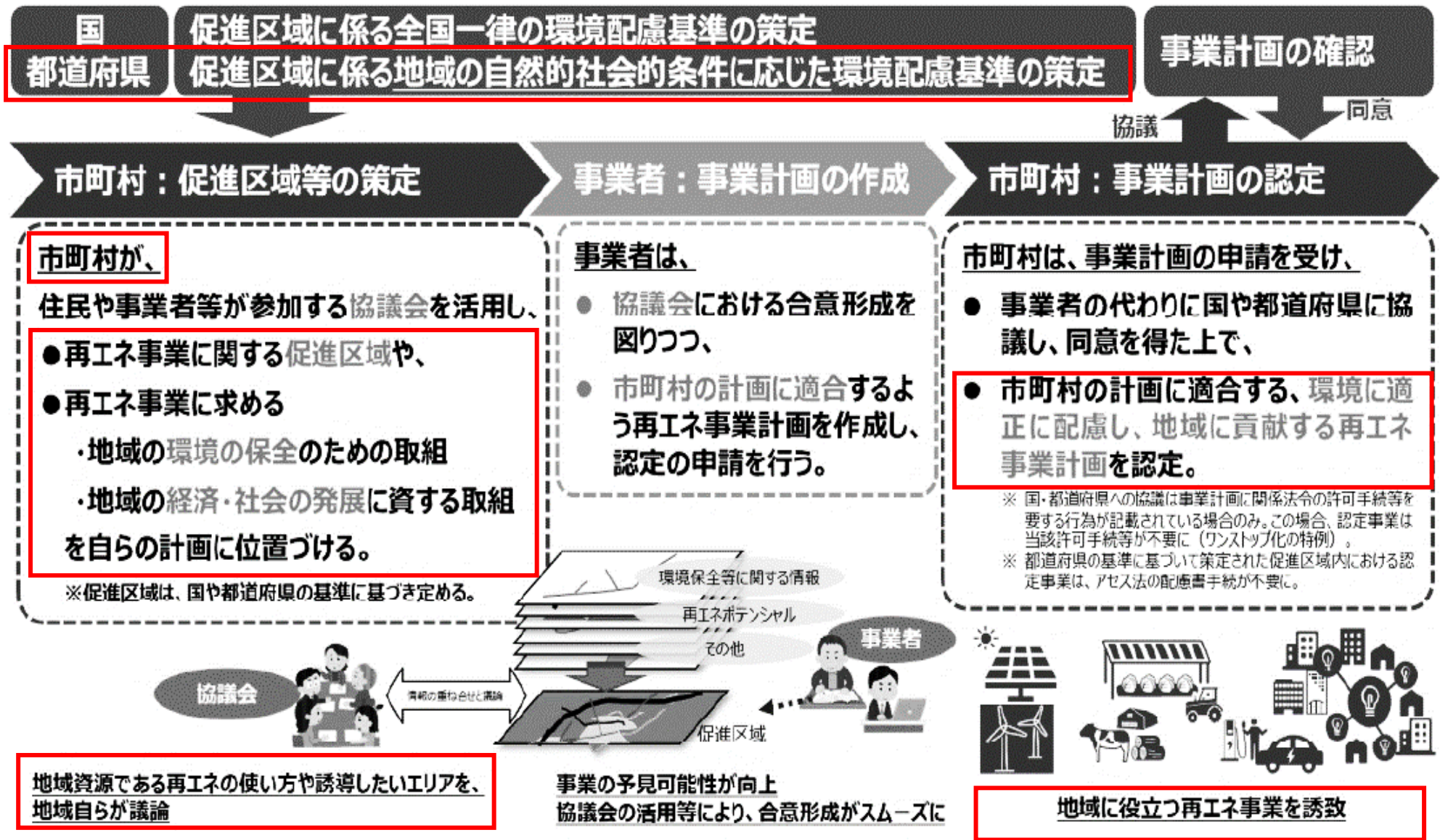
地球温暖化対策推進法の「地域脱炭素化促進事業制度」は、再生可能エネルギーの利用による地域の脱炭素化を進めるにあたり、地域における合意形成の方法や適正な環境への配慮、地域が求める導入メリット等をあらかじめ明示することにより、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の誘致につなげることを意図したものである。

### ◆地域脱炭素化促進事業の構成



出典：環境省『地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）』（令和5年3月）

◆ 地域脱炭素化促進事業に関する制度



出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（2023年3月）

## 2 制度の全体像

### (1) 主な関係者と役割

- ・国・都道府県 促進区域に係る基準の策定
- ・市町村 再エネを促進すべきエリア（促進区域）等を設定（地方公共団体実行計画に規定）、事業者の再エネ事業計画を認定
- ・事業者 促進区域において環境・社会・経済に貢献する再エネ事業を実施
- ・地域関係者 再エネを促進すべきエリアや再エネ事業に求める取組について議論、合意形成

### (2) ワンストップ化の特例措置（事業者の事務負担軽減）

- ・事業者から申請された計画が、対象法令に定められた要件に該当し、計画が認定された場合は、当該許可等手続きが不要となるといった特例が受けられる。（温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法、環境影響評価法）
- ・市町村がワンストップ窓口となり、市町村は、国・都道府県の各所管課と協議・同意取得の手続きを行う。
- ・許可等の基準が緩和されるものではない。  
（協議→国・県所管課同意→市町村計画認定→許可等とみなす）

### (3) 制度の主なメリット

- ・地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを地域で議論して合意形成
- ・再エネ事業者にとっては促進区域における事業の予見可能性が向上
- ・地域の環境保全、社会・経済に貢献する取組を要件として設定することにより、地域に役立つ再エネ事業を誘致

※県内市町村実行計画（区域施策編）策定状況 7市町村（令和5年3月末時点） ※促進区域設定事例はなし

### 3 促進区域設定に関する県基準

#### (1) 概要

- 市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域を設定。
- 都道府県は、促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めることができ、促進区域の設定に関する環境省令で定める基準に即して定める。 ※他都道府県の基準策定状況：17府県で策定済（令和5年3月末現在）
- 都道府県基準は、再エネ種別毎に「促進区域に含めることが適当でない区域」や、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の観点から、「促進区域の設定に当たって考慮すべき区域・事項（環境配慮事項）」を定めるもの。

#### ◆市町村による促進区域設定のイメージ

<b>【 国 】</b> 全国共通で 遵守すべき基準	<b>適切でないと 認められるエリア</b> 原生自然環境保全地域 など	<b>考慮すべき エリア・事項</b> 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜 地崩壊危険区域など	<b>白 地</b>		
<b>【 県 】</b> 地域の自然的社 会的条件に応じ た基準	国基準により除外	<b>適切でないと 認められるエリア</b> 条例に基づく自然環境 保全地域など	<b>考慮すべき エリア・事項</b> 風致地区、農業振興地域、津波災害 警戒区域など	<b>白 地</b>	
<b>【市町村】</b> 地域脱炭素化 促進事業 対象区域	国・都道府県基準により除外	環境保全の観点か ら除外	<b>このエリアから 促進区域を設定</b>	社会的配慮等の 観点から除外	

## (2) 県基準の策定について

「再生可能エネルギーと地域・自然との共生に係る条例」と一体的に作業を進める。

### 【検討すべき事項】

- ① どの再エネ種別を対象とするか。(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、の一部か、全てか)
- ② 促進区域設定のための環境配慮区域・事項はどのような区域・事項か。  
→再エネ種別ごとに「促進区域に含めることが適当でない区域」や「促進区域の設定に当たって考慮すべき区域・事項(環境配慮事項)」のいずれに位置付けるか等を検討・整理。

### 【検討スケジュール】

条例は令和6年度末までの制度化を目指して作業を進めることを踏まえ、県基準についても同時期に策定できるよう作業を進める。

県基準の作業進捗に応じて、適切な時期に協議会を開催し、委員の御意見をいただく予定。